

市の動き

市・府民税申告書はお早めに……申告期限 3月15日

申告期限が近づくとこみ合います

いま、市・府民税申告の受け付けを行なっています。

申告の最終日は3月15日ですので、忘れずに税務課へ申告してください。

申告期限が近づきますと、受付場所がたいへん混雑して、みなさんにご迷惑をおかけすることがありますので、できるだけ早めに提出しましょう。

■申告をしなければいけない人

▽ことし1月1日現在、八尾市内に住所のある人で

(1) 前年中(46年1月1日から46年12月31日まで)に所得のあった人のうち、営業・農業・その他の事業・配当・不動産・雑および譲渡所得等のあった人で、税務署に確定申告書を提出されない人

(2) 給与所得者で、給与支払報告書を勤務先から提出された人のうち

・給与所得のほかに「地代、家賃、配当」など給与以外の所得があり、その分を税務署に確定申告されない人

(所得税については、通常給与所得以外の所得が10万円に満たないときは確定申告する必要はありませんが、市民税・府民税については申告しなければなりません)

・雑損控除または医療費控除を受けようとする人

(3) 所得税で配当所得の源泉分離課税の適用を受けられる場合でも市民税・府民税では総合課税の対象になりますので申告してください

▽47年1月1日現在、八尾市内に住所を有しないが、事務所・事業所または家屋敷を有する人

〈お願い〉前年中に学生・家事・病気などで無職、無収入の人でも申告にご協力ください

■休日の申告受付

申告の受け付けは次の日に限り休日でも行ないます。

とき	ところ
3月5日(日) 午前9時30分から 午後5時まで	市役所税務課 山本、久宝寺、志紀、 曙川、大正の各出張所 安中斎保館
3月12日(日) 午前9時30分から 午後5時まで	市役所税務課 南高安、竜華、高安、 竹淵、西郡の各出張所

☆出張所の受付日以外はごめんですが、直接市役所税務課へご持参ください。

なお、3月1日からは市民ホールの2階で申告の受付を行います。

☆申告用紙が今月中に届かないときは、税務課か出張所へ申し出てください。



- ◆ も く じ ◆
- ☆第1面…市の動き(市・府民税の申告)
 - ☆第2面…市の行事
 - ☆第3面…お知らせ
 - ☆第4面…市民のページ(八尾の古墳、郷土の歴史、その他)
 - ☆第5面…市民のページ(防火作文、この人、サークル紹介)
 - ☆第6面…市民のページ(市政モニター第2回アンケート)
 - ☆第7面…児童のページ(高美小学校の巻)
 - ☆第8面…市の話

やお市政だより

第451号

2

昭和47年2月20日

市の行事

2/26 (土)			
27 (日)	★都市対抗駅伝競走 13.00 長居競技場 ★中河内ブロック子ども会大会 13.30 柏原市民会館	★近大無料法律相談 11.00~15.00 用和小公民館	
28 (月)	☆家児 ☆心配 ☆行政 ☆農業展示品評会入賞者表彰式と記念講演 13.30 府信連中河内支所3階ホール	☆3種混合予防接種(3回目) 13.30~15.00 大正幼、安中幼	
29 (火)	☆春の火災予防運動(〜3月13日) ☆家児 ☆交通 ☆青少 ☆ボクとママの体操教室 13.30~16.00 教育センター	☆3種混合予防接種(3回目) 13.30~15.00 清友幼 ☆不用犬の受付 9.00~15.00 八尾保健所 ☆防火相談 10.00~16.00 市役所前	
3/1 (水)	☆防災の日 ☆家児 ☆結婚 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.00 八尾保健所	☆3種混合予防接種(3回目) 13.30~15.00 志紀幼 ☆防火相談 10.00~16.00 西郡出張所	
2 (木)	☆家児 ☆法律 ☆青少 ☆婦人スポーツ教室(卓球) 13.30~16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室(ク) 17.30~21.00 〃	☆3種混合予防接種(3回目) 13.30~15.00 久宝寺幼 ☆防火相談 10.00~16.00 久宝寺出張所	
3 (金)	☆ひなまつり ☆家児 ☆身障 ☆府の巡回交通相談 10.00~16.00 市民相談室	☆小・中入学児の種痘接種 13.30~15.00 南山本幼 ☆防火相談 10.00~16.00 安中隣保館	
4 (土)			
5 (日)	☆少年を守る日 ☆市・府民税申告の出張受付 9.30~17.00 山本、久宝寺、志紀、曙川、大正の各出張所、桂隣保館	☆防火相談 10.00~16.00 志紀出張所	
6 (月)	☆家児 ☆心配	☆3種混合予防接種(3回目) 13.30~15.00 八尾小 ☆防火相談 10.00~16.00 曙川出張所	
7 (火)	☆消防記念日 ☆家児 ☆交通 ☆青少 ☆ボクとママの体操教室 13.30~16.00 教育センター ☆出張献血 10.00~15.00 市立病院	☆種痘の判定 13.30~15.00 南山本幼 ☆ツベルクリンの接種 9.15~11.00 八尾保健所 ☆防火相談 10.00~16.00 竜華出張所	
8 (水)	☆家児 ☆結婚 ☆行政 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.00 八尾保健所	☆小・中入学児の種痘接種 13.30~15.00 用和幼 ☆防火相談 10.00~16.00 竹淵出張所	
9 (木)	☆家児 ☆法律 ☆青少 ☆婦人スポーツ教室(卓球) 13.30~16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室(ク) 17.30~21.00 〃	☆小・中入学児の種痘接種 13.30~15.00 東山本幼、北高安小 ☆BCG接種 9.15~11.00 八尾保健所 ☆防火相談 10.00~16.00 大正出張所	
10 (金)	☆家児 ☆身障 ☆3歳児の健康診査(43年9月生まれの男児) 13.30~15.00 八尾保健所	☆小・中入学児の種痘接種 13.30~15.00 安中幼、八尾小 ☆防火相談 10.00~16.00 山本出張所	

★みなさんの近くで起こった善意・善行・伝統的行事などがありましたら市広報係へ(TEL 91-3881)



《国税の納付は早いに》

昭和46年度第6期分の納期は、2月25日となっていますが、まだお納めでない方は、市保険課、各出張所、最寄りの金融機関へ納付してください。

また、第1期から第5期分をまだお納めでない方も、すぐに納付してください。



《農業委員選挙名簿の縦覧》

選挙管理委員会では、農業委員会委員選挙名簿を3月8日まで縦覧しますので、該当者は、ぜひごらんください。

この名簿には、1日1日現在の農業委員委員の選挙権を有する人が登録されています



《市民駅伝競走大会の結果》

去る2月6日(日)に行なわれた『第3回八尾市民駅伝競走大会』の結果をお知らせします。

☆一般の部 1位=ホーセイクラブ、2位=丸一銅管A、3位=丸一銅管B

☆中学生の部 1位=大正中学校、2位=竜華中学校、3位=高安中学校



《生活学校の生徒を募集》

婦人会館では、4月に開校する生活学校の生徒を募集しています。

生活学校は、毎月20日(年12回)で、消者の心がまえ、社会教育、同和教育などを勉強するものです。

希望される方は、3月末までに婦人会館(電22-6185)へお申し込みください。

身障 = 身体障害者相談 心配 = 心配ごと相談 結婚 = 結婚相談 いずれも13時~16時 福祉会館で 家児 = 家庭児童相談 10時~16時 福祉会館で 青少 = 青少年受援相談 9時~17時 教育センターで 交通 = 交通相談 法律 = 法律相談 行政 = 行政相談 いずれも13時~16時 市民相談室で

●固定資産課税台帳の縦覧(3月1日~21日)



固定資産課税台帳を3月1日から21日まで縦覧していただきますので、固定資産(土地、家屋、償却資産)をお持ちの方、その家族、納税管理人など関係者は縦覧におこしください。

この縦覧は固定資産課税台帳に登録された価格などをお知らせするもので、昭和47年度の土地、家屋の評価額は、地目の変換、家屋の改築または損壊など特別の事情のないかぎり、昭和46年度と変わりません。

(ただし、市街化区域内の農地の評価額は、評価替えにより新たに決定されます)

☆縦覧期間 昭和47年3月1日から21日まで毎日(日曜、祭日は除く、土曜日は午前9時~12時、平日は午前9時~午後5時)

☆縦覧場所 土地、家屋課税台帳の縦覧は市役所市民ホール1階で、償却資産課税台帳の縦覧は税務課諸税係で行ないます。

やお市政だより

第451号

3

昭和47年2月20日

お知らせ

●防火のこと

電92-2281

■防火標語を募集しています

市民の火災予防の関心を高め、防火意識を高める防火標語を募集していますので、ふるってご応募ください。

☆テーマ 防火のたいせつさをうたえ、防火意識を高める標語

(例) 灰にすな 汗で米えた八尾のまち
火のこわさ 知ったころには家はなし

☆応募の資格 市内に住んでいる人または勤務(通学)している人



☆応募の方法 官製はがき1枚に1句を書き、住所、氏名、年齢、勤務先(学校名)学年を明記してください。

☆締切り 3月31日
☆送り先 八尾市消防本部 予防課(栄町2丁目3番10号)

●青年学級のこと

電92-5875

■青年学級の学級生を募集しています

公民館では、4月から開く青年学級の学級生を募集しています。

☆応募の資格 市内に住んでいる人または働いている人

☆開設期間 47年4月～48年3月
☆学習時間 年間150～300時間

☆開かれる学級 カッコ内は開設場所です
志紀青年学級(志紀公民館) 恩智青年学級(恩智青年会場) 西村蝶番青年学級(西村蝶



番XX内) 竹淵青年学級(竹淵出張所) 陽喜青年学級(陽喜青年会場) 教興寺青年学級(教興寺青年会場) 垣内青年学級(垣内会館)
☆申し込み 公民館または直接青年学級へ
☆締め切り日 3月11日(土)

●税金のこと

電92-1251

■所得税、府・市民税の申告は3月15日までです

昭和46年分の所得税、府・市民税、個人事業税の申告は3月15日までです。

☆申告期日が近づきますと、窓口がたいへん混雑しますので、手続きは早めにすませましょう。

☆申告をしなければならない人

☆昭和46年中の所得金額が、基礎、配偶者扶養控除などの所得控除の合計額より多い人
☆昭和46年中に所得(事業所得、配当など)のあった人
☆サラリーマンなど給与所得者で、次のような人

①給与以外の所得(地代、家賃、配当など)が10万をこえる人

②昨年中の給与収入が500万円をこえる人

③2ヵ所以上から給与をうけている人で、従

たる給与の年末調整をうけなかった人
また、次のような人は、確定申告をすれば還付を受けることができます。

☆給与所得者で、災害や盗難にあったり、多額の医療費を支払ったりして、雑損控除や医療控除がうけられる人

☆昨年途中で退職し年末調整をうけなかった人

☆46年中の所得が少ない人で、利子や配当をうけた人

なお、税務署へ所得税の確定申告をされまると、府・市民税、事業税の申告はいりません。



●融資のこと

電91-3881 内線237

■輸出関連中小企業安定資金をあっせんしています

府では、円の切り上げなど貿易情勢の変動によって、事業活動に支障をきたしている輸出関連の中小企業の方に、経営の安定に必要な資金のあっせんを次のとおり行なっています。

☆申し込み資格 府下に原則として1年以上営業している、資本金5千万円および従業員300人以下の会社、組合、個人で、製造業、物品販売業、運送業、運送取扱業、倉庫業、印刷業を営んでいる輸出関連企業者

☆融資限度額 一事業者について無担保別

枠で300万円まで

☆資金使途 運転資金のみ

☆融資期間・返済方法 3年以内、6ヵ月目から隔月分割返済

☆貸付利率 年7.8%

☆申し込み 市産業課へ3月31日までに申し込んでください

なお、その他くわしくは市産業課まで



●おとしよりのこと

電91-0090

■医療証を受け取っていない方はすぐに申請してください

70歳以上で、国民健康保険に加入している人や社会保険の被扶養者となっている人に、すでに医療証を交付し、医療費の無料化を実施していますが、該当者でまだ医療証を受け取っていない方は、すぐに申請してください

☆該当者 市内に住んでいる70歳以上の人で、国民健康保険に加入している人や社会保険の被扶養者となっている人(ただし、生活保護法の保護をうけている人は除きます) 70歳から70歳未満の人で、次のどれかに該当する人

①国民年金法の障害福祉年金または老令福祉年金を受けている人

②国民年金法の障害福祉年金または老令福

祉年金の受給権者であって他の福祉年金を選択して受けている人

③公的年金を受けているため、福祉年金が受けられない人で、その所得が福祉年金の受給基準以下の人

④国民年金法の障害年金や老令年金を受けている人で、廃疾程度が2級以上でかつその所得が福祉年金の受給基準以下の人

☆申請 保険証と印かんを持って市役所市民課4番の窓口までお越しください。すぐに交付します。



●接種のこと

91-3881 内線246

■赤ちゃんの種痘接種を行ないます

3月17日から赤ちゃんの種痘接種を行ないますので、該当者はお受けください。

☆該当者 生後6ヵ月から2年までの人

☆判定 種痘接種後、1週間目に判定をうけてください

接種日	判定日	会場
3月17日(金)	24日(金)	竜華幼稚園
21日(火)	28日(火)	山本幼稚園
22日(水)	29日(水)	安中幼稚園 曙川幼稚園
23日(木)	30日(木)	用和幼稚園 桂隣保館
31日(金)	4月7日(金)	南高安幼稚園 中高安幼稚園
4月10日(月)	17日(月)	大正幼稚園 竹淵小学校
11日(火)	18日(火)	久宝寺小学校

12日(水) 19日(水) 志紀幼稚園
13日(木) 20日(木) 清友幼稚園
14日(金) 21日(金) 八尾小学校
こどもの健康状態にあわせて都合のよい会場でお受けください。

接種を受ける前には次のことに注意してください。

①問診票には、保護者が正確に記入して、認印を必ず押してください

②母子手帳を持ってきてください

③本人または同居家族が皮膚病、はしか、水痘にかかっている場合は、うけることができません

時間は午後2時から3時30分までです。



●都市計画のこと

電91-3881 内線256

■用途地域がこれまでの4通りから8通りにかわりました。

いま、かりに都市における建物の建設を無制限に放っておいたらどうなるでしょう。いろいろの用途や形態が入りまじり、その結果騒音、悪臭、日照妨害などによって生活環境が悪くなり、それはもう便利や豊かさどころか住むことさえ満足にできない街になってしまいます。

そこで、このようなことが起こらないように建物を作る場合に、お互いに守りましょうと「最低限のルール」を決めたのが都市計画での用途地域です。この用途地域がことしからこれまでの4通りから8通りに細分化されました。

現在、用途地域は、住居、商業、準工業、工業の4種類の用途地域のほかに住居専用地区、工業専用地区がありましたが、今回の改正により、次の8種類となりました。

☆第1種住居専用地域 低層住宅地としての良好な環境を保護するための地域です。工場や風俗営業施設などは建てられません。

☆第2種住居専用地域 中高層住宅も建てられるような住宅地としての良好な環境を保

護するための地域。

☆住居地域 主として住居の環境を保護するための地域。特に小規模な工場やパチンコ店、ボーリング場などは建てられます。

☆近隣商業地域 周辺の住民に対して日用品を供給する商業などの利便を増すための地域。

☆商業地域 都心などのように各種の商業をおこなう施設が集まり、その利便を増すための地域。

☆準工業地域 主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増すための地域。

☆工業地域 主として工業の利便を増すための地域で、準工業地域では建てられないような工場も建てられます。

☆工業専用地域 ここでは工場ならどんなものでも建てられますが、工業の利便をそこのものは建てられません。



市民のページ

郷土の歴史をたずねて

その16

八尾の古墳

沢井浩三(郷土史家)

●恩智神社境内の古墳

梅岩寺から恩智に向かう間にもかなり多く円墳があったことが伝えられるが、いまはみる事ができない。

恩智神社の社殿の裏側、一段高くなった所に、南面の横穴式片袖式の円墳がある。いま残る羨道は短かく、やや小型のものである。

神社がそのむかし恩智左近によって恩智城が築かれた時、天王の森からいまの地に移建されたと伝えられ、傍に信貴坂があり、これを隔てて北方には、銅鐸の出土した安養寺山がある。恐らくこの付近に数多くの古墳があって、神聖な地とされていたのである。

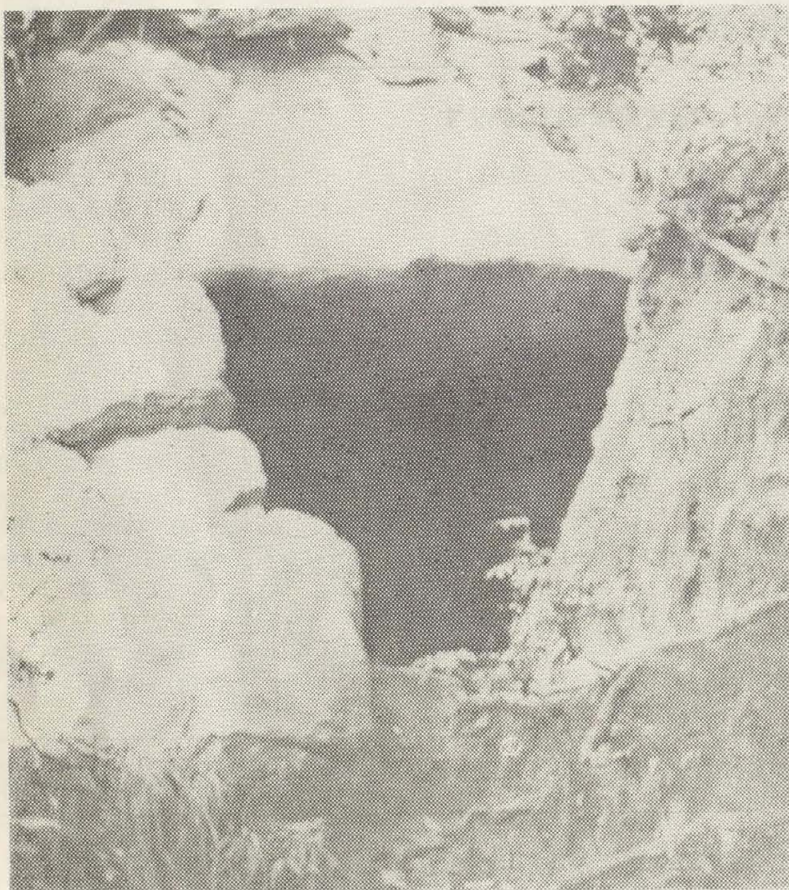


写真1 恩智神社境内の古墳入口

大化改新にあたって条里制が定められ、この条里に沿って部落が発達しはじめました。

現在、その頃の郷名は伝わっていませんが平安初期の選述である倭名類聚抄(わみょうるいじゅうしやう)には、河内14郡80郷名を伝えています。

高安郡には、坂本郷、三宅郷、掃守郷、主祖郷の4郷を、若江郡には、弓削郷、刑部郷新治郷、巨麻郷、川俣郷、錦織郷、余戸郷の7郷を、淡川郡には、竹淵郷、邑智郷、余戸郷、跡部郷、賀美郷の5郷があります。

だいたい八尾市域内にあったと思われる郷数は10か11でしょう。一郷を1,200-1,300人と見れば、八尾市域の人口は1万2千から1万5千程度であったと思われます。

八尾の地名伝説として、八つ尾の鶯(うぐいす)の話があります。これはかなり古くからあったと見え、天文23年(1554年)三条西条卿が、河内国八尾木の金剛蓮華寺に参詣した際に、この話を聞いて吉野詣記に記入しています。当時は八尾木の伝説であったようですが、いつの頃にか八尾の地名伝説に変わったようで、和漢三才図絵には「昔当村谷小路に鶯(うぐいす)あり、毎朝来り轉(さえず)る声亮(あきらか)にして人の情を感ぜしむその尾羽八枚あり以て異品となす、その宿る所の木を八尾木という村名を八尾村といふ」とあって「当村谷小路」は現在の西郷の大字です。

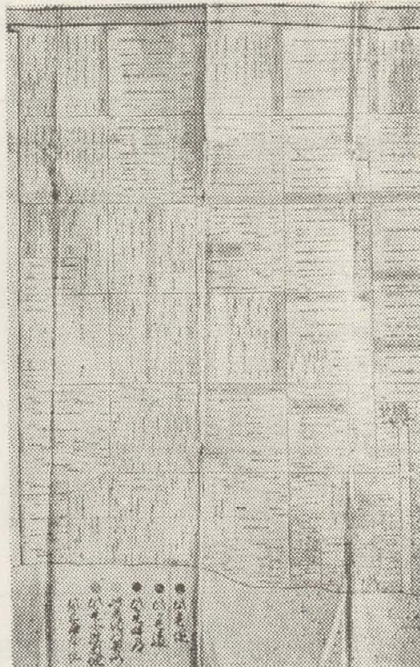
また、河陽郡邑誌の西郷村の段に、うぐいす塚の事がのっています。「いづれの世ともしらず八つ尾の鶯(うぐいす)此所に来り轉(さえず)りて、ほどなく落ちける故塚を築き彼鳥を葬り、それよりして所の名をも八尾と改めしと語り伝えた」とあります。

これは、八尾という文字を説明するために作られた伝説で、あまり信用はおけません。

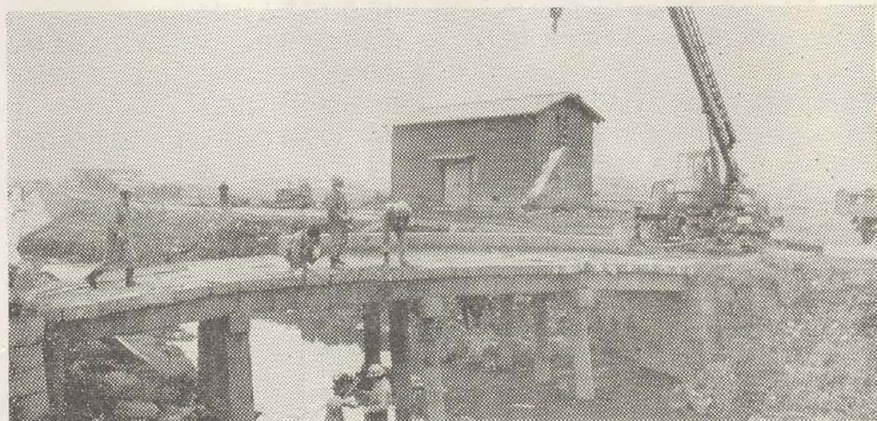
郷土の歴史

八尾市のはじまり

その5



福万寺東部地域の条里図



●市内で最古の石組みの橋「福栄橋」が取りはずされました

八尾市では最も古い石組みの橋といわれる「福栄橋」が、恩智川改修工事のため、先月21日取りはずされました。

福栄橋は恩智川にかかる幅2m30cm、長さ12m85cmの石橋で、今から約170年前の寛政12年に、今の福万寺町8丁目と福栄町4丁目にあたがる地点にとりつけられました。

文化財的には残したい橋なのですが、最近では車の往来が激しく、橋がひどくいたんで石のらんかんの北側半分が川に落ちてしまっているような状態なので、昭和45年から始まっている恩智川改修工事にともなって取りはずすことになったのです。

取りはずし後、復元できるようにとペンキ

で各石に番号を記入、川の中に落ちている部分から順にクレーン車でつりあげてトラックへ積みこまれました。

福栄橋と銘された親柱が引き抜かれると、安全通行を祈願して埋めたと思われる焼物の小女像(体長約6cm)が発見されました。

福栄橋をつくっていた石は、長さ1m50cm~2m10cmぐらいのもので、全部で約80本でした。

石はひとまず約600m離れた畑の中へ置かれました。

市教委では、復元して保存したいと考えています。

中河内郡の迷信

その5

妊娠に関するもの

☆妊婦ある時、竈(かまど)を修善すれば鬼唇児が生る

☆妊婦が火事を見て自己の身を撫ぜると産児はその撫ぜし部分に血斑のある

☆妊娠中に袋を縫へば袋の児生る

☆妊婦鶏卵の殻を跨(また)げると白血長血を病む

☆妊娠中竈(かまど)の上へ刃物を載せると産児は鬼唇あり

—中河内郡誌より—

迷信的な教えには、しばしば母体や胎児に悪影響を及ぼすものさえありますので、妊娠や出産についての科学的な知識をもっておくことが必要です

やお市政だより

第451号

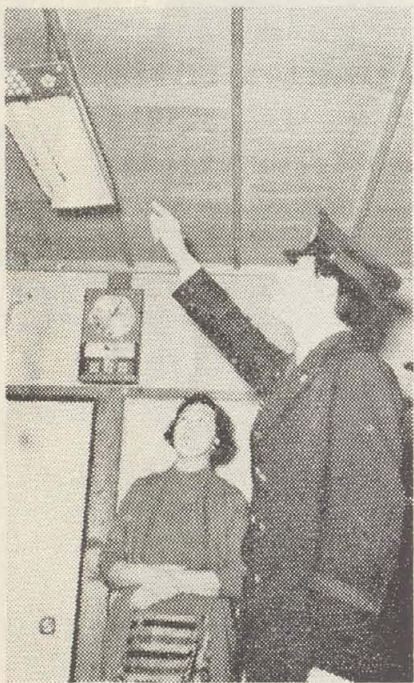
5

昭和47年2月20日

市民のページ

●防火作文の入選者が決まりました

消防本部が、昨年11月に募集した「防火作文」の入選者が決まりました。今回の応募点数は全部で39点で、山本町北の仕田原順子さん（主婦）と教興寺の野々口清さん（学生）が佳作に入選されました。



●わたくしの家庭防火

仕田原 順子 山本町北5-7-15(主婦)
「お風呂よーし」「台所ガスよーし」「ストーブよーし」私は、今夜も声を出して点検をすませます。主人が再び言います。「ガス・ストーブ・電気……」と。「全部大丈夫です」と答えます。これで安らかな眠りにつけます。

この喚呼確認は、就寝時、外出時には必ず行うわが家の大事な習慣になっています。最近、この方法と平行してチェック表を作ってみました。「台所ガスよーし」と言いながら「台所ガス」という札を裏にひっくり返しておくのです。このようにしてチェック表の札が全部裏を向いたらもう安心です。後になって「消したかな、締めたかな」と気にするような余分な煩わしさから解放される訳です。

この喚呼確認というのは、かつて、私が勤めていたころ、何度か恐ろしい工場災害を目の当たりにしてきたことからなのです。それは娘だった私にはかなりショックなものでありましたが、その中で現場の人たちが使っているこの方法を知りました。これは、一人一人が自分の動作の挙動を意図的にチェックしていくもので、声に出して行わないと効果的でない、ということも教わりました。それからの私は、通勤途中でも電車の運転手がこれを実行しているのに出会うと、この運転手さんは、とても誠実な人にちがいない……と思うようにさえなってきました。こうして私は、すっかり喚呼確認の信奉者になって

しまいましたけれども、私自身の日常生活には利用されないままでした。

しかし、家庭に入ってから、主婦として



の責任感からこの喚呼確認方法を取り入れるようになってきました。主婦が家庭を守る上でいろいろな気がかりは、家庭から病気・盗難・火事などを出さないようにということが基本だとは常々思っていることですが、その中でも最もあってはならないこと（一生に一度も）は火事を出さない、ということではないでしょうか。命をも含めて全部を失うという点でも恐ろしいことですが、それよりもっと大きな理由は、火を出すということは、何よりも主婦としての怠慢と不注意をさらけ出すことであり、世間に対して恥しい、という気持ちが私の気持ちの中にはあるからです。

自分の不注意で自分に関係のない大勢の人々にまで沢山の迷惑をかけ、騒がすというこ

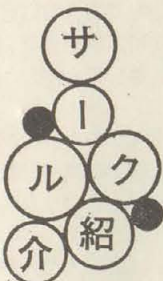
とは、なんと心苦しく、恥しいことでしょうか！ 心配性で、気弱で、責任感比較強いつもりの私が防火に神経を使う理由は、どうやらこのことによるようです。

しかし、どんな理由であっても「わが家から火だけは絶対に出さない」という強い心がまえだけは個人個人が持たなければならない

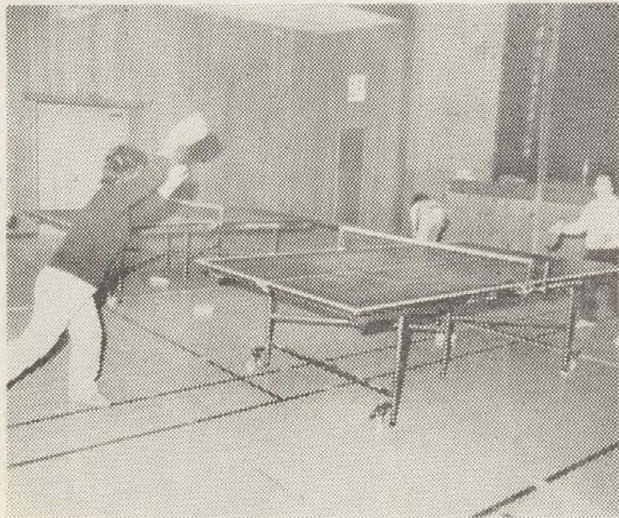


のではないかと思います。その点、この喚呼確認方法は、毎日続けさえすれば、主婦にも簡単に実行出来る防火の一つの方法ではないかと思えます。そして、これは、とても習慣化しやすいものです。声に出してするわけですから。

最近、お風呂の空だきが火災の大きな原因のひとつになっていることを知って、私はお風呂のガスに点火する前に「お風呂の水よーし」というのをつけ加えることにしました。これには気がつかず、チェック表には札がありませんけれど。



高美小 卓球クラブ



●学校の先生がたと対抗試合をしてみたいと思います

毎週土曜日になると、清水町にある教育センター体育館に、高美小学校PTAのお母さんたちが卓球にはげむ声が聞えます。

「高美小卓球クラブ」ができたのは昨年7月初旬のこと。

お母さん方が「毎週1回でも運動をしたらスマートになれるんじゃないかしら」ということから誕生したクラブです。

歴史の浅いクラブですから試合経験も少ないのですが、これから腕をあげて、部のふん囲気を盛りあげようと、クラブ員たちは大ハッスル。

おかげで学校側も、ユニホームをつくるやら、ピンポン球や会場の使用料などの運営費も援助するなどの熱の入れようです。これから他流試合もどんどんしてゆきたいのですが、学校のPTAを中心にできたクラブ

ですから先生がたと親しくなれるよう、先生との対抗試合もしてみたいとのこと。

小西正子キャプテン（若草町）は「卓球はバレーボールのように人数がそろわなくてもできるので便利です。忙がしい人でもちょっと打って帰るということもできますものね。

4月に世話役の改選がありますが、学校の体育館が完成すると練習に使わせてもらう話もしていますので、世話役がかわっても今のまま練習を続けてもらいたいと思います。

今のところ会費もいりませんので興味のある方は入部ください」とのこと。

3月4日には市内各チームとの卓球大会に参加するため、部員たちは練習に余念がありません

（写真：熱心に練習をする高美小卓球クラブのお母さんたち）



この人

菅振町の 安積由高 さん

●札幌五輪、バイアスロンの競技審判をつとめました

札幌オリンピックは2月3日から14日まで白銀の舞台で熱戦がくりひろげられ、11日間の幕を閉じましたがオリンピックの競技のなかで「バイアスロン」という競技があったのをご記憶だと思います。

八尾市菅振町に住むバレーの先生、安積由高さんは、大会中このバイアスロンの競技審判をつとめられました。バイアスロンは、スキーに射撃を加えた競技で、20キロコースの途中の4カ所で射撃をし、走行タイムと射撃の両方で優劣が決まります。

安積さんがバイアスロンを知ったのは昭和33年のことで、ヨーロッパへ旅行したとき、雑誌に紹介されているのを見のが最初でした。

もともと射撃とスキーに堪能だった安積さんは、このふたつを組み合わせたバイアスロ

ンという競技に興味をもたれ、さっそく日本に帰って試してみられましたが、なにぶん当時の日本では普及していない競技なので練習場もなく、大へん苦労されたとのこと。

当時の安積さんたちの努力があっではじめて、バイアスロンが今日のように世界的に普及したのだといえます。「最近ではスキーヤーのモラルが低くなってきていると思いますが、こんなことではいけないと思いますよ、スキーを含めて、スポーツというものは体と精神のたねれんのためにするものです。私はよく、子どもたちにスキーを教えますが、スポーツのモラルということをやかましく言います」と話す時の安積さんからはスポーツのきびしさというものが伝わってきます。

（写真：バイアスロン・スキーの手入れをする安積さん）

市民のページ

“すこし費用がかかってもトイレを水洗にしたい”

80%

第2回モニターアンケートの結果

ドカン ドカン。
今日もどこかで下水道工事が進んでいます。

下水道は私たちの生活環境を守る大切な施設です。

今回のモニター・アンケートは、私たちの生命と健康を守る下水道と上水道についてアンケートしました。

今回、アンケートに回答をいただきましたのはモニター75名中69名でした。

アンケートは全部で23問でしたが主要な問を掲げました。

【下水道】

問) 現在の下水道事業量(市予算の約半)で八尾市全部をすませるにはかなりの年数がかかると思われますが、これについて

- ①他の事業を減らしてでももっと早くすべきだ……………42 (60.8%)
- ②このぐらいでよい……………26 (37.7%)
- ③もう少し事業を減らして他の事業にまわすべきだ……………1 (1.4%)

問) 下水道の工事を今おこなっていますがこのことについてどう思われますか

- ①非常に迷惑だから、もっと工事について考えるべきだ……………9 (13.1%)
- ②迷惑だが一応公共事業だから仕方がない……………45 (65.2%)
- ③なんとかうまくやっていると思う……………15 (21.7%)

問) 下水道事業については冊子、市政だより等でPRしていますが、今後、次のうちの方法がもっとも効果的だと思われますか

- ①下水道施設見学会の開催……………17 (24.6%)
- ②座談会・映画会……………33 (47.8%)
- ③両方……………8 (11.6%)
- ④その他の意見……………8 (11.6%)
- 無回答……………3 (4.4%)

問) 下水道工事は非常にお金がかかるので受益者負担金(3.3平方メートル当たり約500円)を徴収していますが、受益者負担金制度について

- ①下水が早くできるのだからよいことだ……………50 (72.5%)
- ②下水道の完成が遅くなってもよいからとらないほうがよい……………11 (15.9%)
- ③どちらともいえない……………7 (10.1%)
- 無回答……………1 (1.5%)

問) 下水道ができるとトイレの水洗化が可能になりますが(費用は約6万~10万円)

- ①水洗にしたい……………54 (78.3%)
- ②くみとりのままでよい……………0 (0%)
- ③今のところ何ともいえない……………13 (18.8%)
- 無回答……………2 (2.9%)

【上水道】

問) 八尾市の水道の水のうち、市でくみあげている水が13.3%で、他は大阪府や市から買入れてまかなっていることをご存知ですか

- ①知っている……………42 (60.9%)

②知らなかった……………12 (17.4%)

③聞いたことはあるが、こんなに多くだとは思わなかった……………15 (21.7%)

問) 水道のじゃ口のパッキングは、水道局と市役所出張所で無料でさしあげていることをご存知ですか

- ①知っている……………36 (52.2%)
- ②知らない……………33 (47.8%)

問) 水道料金の預金口座振替制度を利用しているかどうか

- ①利用している……………36 (52.2%)
- ②利用していない……………33 (47.8%)
- 「利用していない」と答えた人の方どのような理由で利用されないのですか
- ①預金口座振替の手続きが面倒だから……………1 (3.0%)
- ②いつも家にいるから振替制度を利用する必要がない……………21 (63.6%)

③預金口座振替制度を知らなかった……………3 (9.1%)

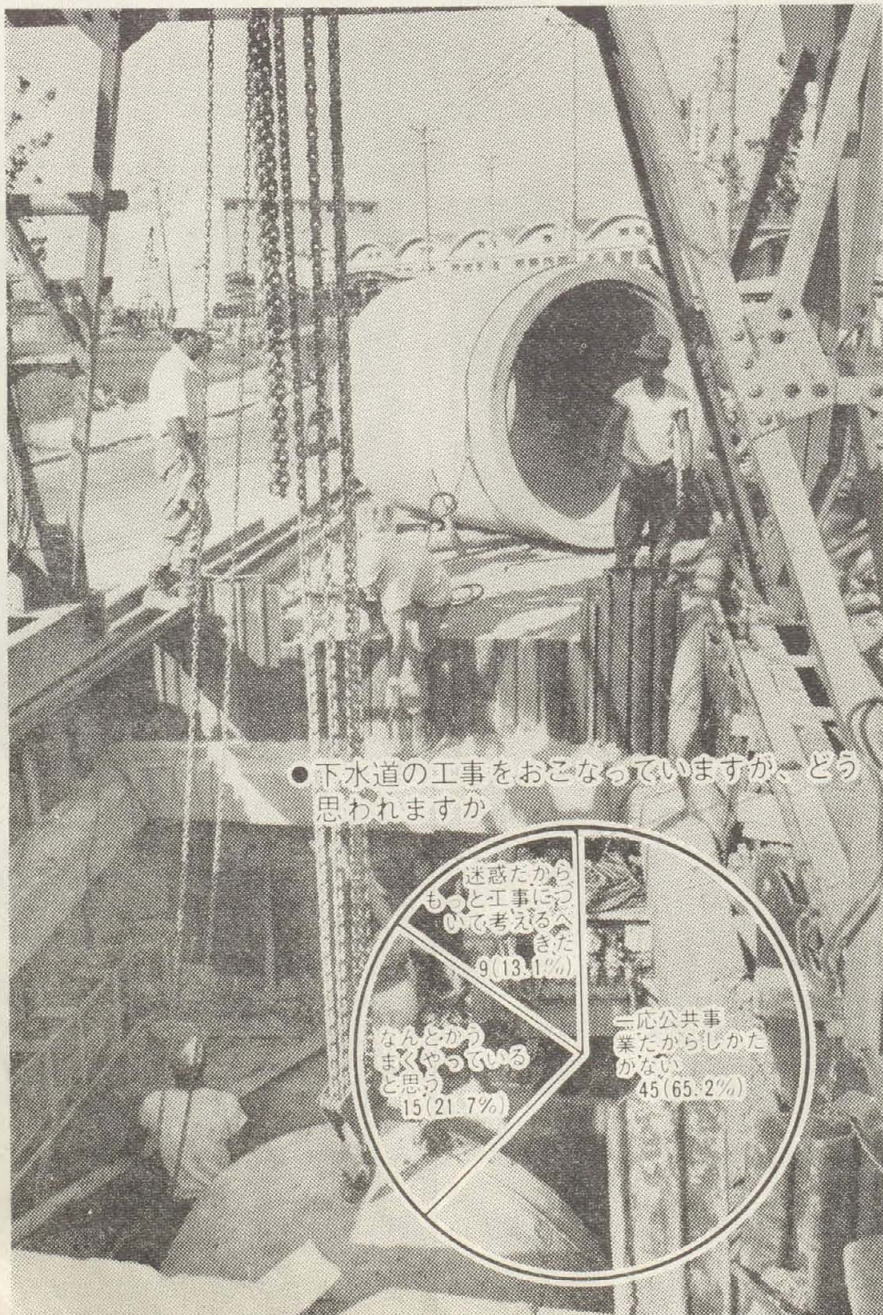
④その他……………5 (15.2%)

無回答……………3 (9.1%)

■下水道工事は他の事業を減らしても早く完成すべきだ……………60%

下水・排水施設関係の経費は一般会計予算の約半を占めています。他の事業を減らしてでも工事を早く完成するほうがよいという人が60%あり、下水道の普及を望む声が高いことを示しています。

下水道工をする場合、道路の通行止めや、夜間工事を市民のみなさんにご迷惑をかけることがあります。これについては、公共事業だから仕方がないと答える人が65%



●下水道の工事をおこなっていますが、どう思われますか



でした。

市では各種建設工事を行なう場合、できるだけ市民生活に支障のないよう考えていますが、市民のみなさんのご協力がなければできないものが多く、今後ともよろしくお願ひします。

下水道事業のPRについては、下水施設見学会を開くよりも、座談会、映画会など、下水課員と地元との直接ふれあったPRを望む声が高いようです。

下水道事業の説明会は、昨年11月に久宝園久宝寺、竹淵の各排水区の地元の方々と話し合いをしました。下水道課では、今後、このような催しを続けてゆく予定をしています。

また9月の下水道デーには下水施設見学会の計画もしています。

その他PRに関しては①受益者負担金については、とくにくわしい説明会を開くべきだ②下水道の冊子を配ったら……。などのご意見をいただきました。

■すこし費用がかかってもトイレの水洗化をしたい……………78%

「受益者負担金は、現在1㎡につき146円(1坪につき482円)を徴収していますが、この制度については「下水が早くできるのだからよいことだ」とする人が72%もあり、下水施設の向上を望む声が高いことがわかります。

下水道が完備するとトイレの水洗化が可能になりますが、水洗化については多少費用がかかっても「水洗にしたい」という人が78%でした。

「くみとりのままでよい」と答えた人がまったくなくとも、水洗化を希望する家庭が大半であることを示しています。

現在、市内にある5排水区(八尾・久宝園久宝寺、竹淵、小阪合)のうち、八尾排水区では、48年度末ごろには水洗化が可能になる見とlishです。

■じゃ口のパッキングは、なるべく各ご家庭でおとりかえください

水道のじゃ口のパッキングは簡単にとりはずしできますので、以前から各ご家庭でとりかえていただくよう、水道局・各出張所・市役所市民相談室で無料でおわけしていますが、このことを知っている人は約半数で、まだまだPRしてゆく必要があることを示しています。



児童のページ

わたくしたちの学校——《高美小学校の巻》

ぼく達の学校は、昭和43年に建てまだ4年しかたっていません。
はじめは、校舎が一つしか建っていなかったの、運動場が広がったのですが、今では

コの字型になり、幼稚園も、建ちました。体育館兼講堂も、今、建設中です。
校区には、団地などが多いため、毎年毎年生徒数がふえ、プレハブの校舎も、少なくあ

りません。
そんな事で、運動場は、見る見る狭くなって行きます。

運動会をしても、まともな、トラックをかくことが、できません。

高学年は、運動場で、ドッジボールなどのはげしい運動をしますが、低学年は、中庭や運動場の隅で、小さくなって遊んでいます。

ぼくたちが、小学校を卒業すると、つぎは中学校ですが、今度、学校の北側のあき地に中学校が建つ予定になっています。

今度は、運動場を、広くしてほしいものです。

ぼく達の学校は、田の中に建っているのとても、静かです。

こんな、静かな学校で、小学校生活の半分以上を、すごせたことを、ありがたく思っています。

卒業しても、この学校を忘れることはないでしょう。

6年 森山 武彦

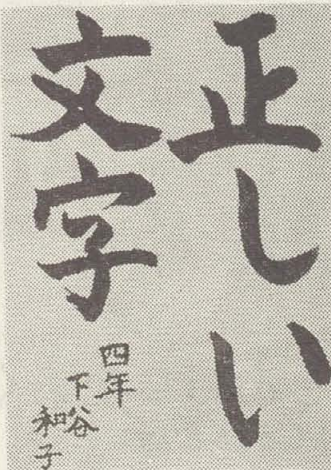


「私の学校」 5年 松本 法子
私は 高美小学校が だいすき。
勉強のときは
先生と生徒が いっしょに 勉強する。
給食のときは
おしゃべりしたり たのしく食べる。
そして、元気にあそぶ。
友だちが けがしないように
かぜひかないように 気をつける。
このあいだ
家庭科室でノートを わすれたとき、
5はんの子が
ノートを 1まい やぶってくれた。
けんかもするけど
みんななかまの学校だ。

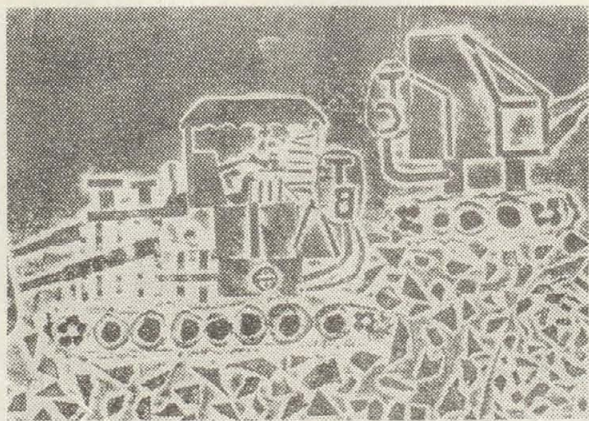
「貝 じ る」 5年 松井芳美
貝が、しおを、ふいて、
元気そうにかおを、出した。
にいちゃんが、
「この貝、きょうごろして食べるねんぞ」といった。
おなべに入れて、火にかけた。
貝が、かおを、とじて
くるしうに
もがいていた。
わたしが、貝のように
りゅうさんのおふろに入れられて
くるしんでいるような気がした。
もうおそい。
火はどんどんきつくなる。
しんだ。
あんな元気そうで
きれいな海に行けるとねがっていたのに。
それから、すぐ夕食になった。
貝じるを、食べても
食べた感が、しなかった。
貝がらをふくろに入れて、
川に流してやった。
かい中電とうのたまが
なくなりそう、くらかった。



三三 福井 辰治



四年 下谷 和子



- 習字
3年 福井 辰治
4年 下谷 和子
- 版画
「工事現場」
2年 河原 伸安
- 図画
「タコあげ」
1年 くさなぎ きょう一



●市役所のしごと その11

市のしごとは、これまで説明（せつめい）した9部（ぶ）だけでしているのではありません。その他、水道局（すいどうきょく）病院（びょういん）など、たくさんの方や委員会などがあります。

■水道局（すいどうきょく）

毎朝（まいあさ）顔を洗うとき、じゃぐちをひねるとジャーと出る水。

「ああ、のどがかわいた」とゴクンとのむ水。

水は私たちの生活にとって、かかすことのできないものです。

この大切（たいせつ）な水を、みんなの家庭までとどけているのが水道局です。

●市内で1日7万トンの水が使われます

いま、八尾市内で1日に使われる水の量はおよそ7万トン、1年間には約245百万トンというたいへんな量になります。

これらの水は市内の地下水や府営水道で送られてくる淀川（よどがわ）の水です。

市内で使われる水の量（りょう）は、毎年ふえる一方です。このままでゆくと、昭和60年には1日最大（さいだい）18万9千トンになると予想（よそう）されています。

●水道局は独立採算（どくりつさいさん）

八尾市の水道局は、市役所（しやくしょ）の会計（かいけい）とは関係なしに、水道局じしんで独立（どくりつ）した会計方法をとっています。

これを独立採算制（どくりつさいさんせい）と呼んでいます。

・総務課（そうむか）水道局の総務課は、局の予算（よさん）決算（けっさん）や品物（しなもの）を買ったり、契約（けいやく）などのしごとをしています。

・営業課（えいぎょうか）八尾市の家庭の水道料金（りょうきん）は、1カ月の基本料金（8立方メートルまで）は230円で、これをこえると1立方メートルあたり40円の超過料金（ちょうかりょうきん）をとっています。水道料金の計算（けいさん）をしたり、料金を集めるしごとをしているのは営業課です。

・給水課（きゅうすいか）きれいな水をふじに各家庭のじゃ口まで送（おく）りどけるには、地面の下にある水道管（すいどうかん）がこわれてはいけません。

給水課では、水道管がこわれたり、穴があいたとき、管の工事（こうじ）をしたり、水道管の切りかえ工事などを行っています。

・施設課（しせつか）水道局では、いま昭和50年を目標（もくひょう）に、第4次拡張事業（かくちょうじぎょう）という工事をすすめています。この工事は昭和50年には、約27万人の人口になるので1日に約11万トンの水を給水（きゅうすい）できるようにしようというものです。

施設課では、このような水道拡張の計画をたてたり、この計画にもとづいて工事を行っています。

市の話題



●姉妹都市ベルビュー市の児童の図画が、市内の幼、小で展示されました

姉妹都市ベルビュー市（アメリカワシントン州）から贈られた児童の図画335点が、市内の8小学校と3幼稚園で展示されました。

これは、昨年11月にベルビュー市の親善使節団が来市した時、みやげとして市教委に贈られたもので、これを機会に市内のこどもたちにベルビュー市を少しでも知ってもらおうと展示されたものです。

図画には、家や、遊んでいる風景、町の風景などさまざまなものが描かれていましたが、中には、クレパスの上からニスをぬり、つやを出している珍しいものもありました。

●府立養護学校で作品展示会が行われました

府立八尾養護学校（上之島町南）で18日から3日間、こどもの成果をみる作品展示会が開かれました。

同校には小学部、中学部、高等部で266人が勉強していますが、多数の人に作品を見てもらうことにより、こどもたちへの理解を深めてもらうため毎年この時期に展示会を開いているもので小、中、高別に展示されました。

とくに各学年の共同作品には力作が多く、訪れた見学の人の目を奪っていました。



●人間ほどの大きなしめなわが、教育センターで陳列されています

全長1.6m、重さ8kgの大きなしめなわが教育センター（清水町）内の図書館にガラス張りのケース入りで陳列されています。

これは、市教委が、しめなわづくりの名人と言われる浅井福松さん（64歳、恩智523）の貴重なしめなわを保存するとともに、広く市民にも見てもらおうと陳列したものです。

浅井さんは、47年間、しめなわづくりに精を出し、今では市内で浅井さんの右に出るものはないと言われています。陳列されているしめなわは、大きい方が「扇玉四種縄」、小さい方が「結びごぼう」です。

●南高安農協でシイタケ栽培の講習会が開かれました

高安山にシイタケ栽培を普及させようと市産業課では市造林推進委員会と協力して15日南高安農協でシイタケ栽培講習会を開きました。

高安山にはシイタケ栽培に適しているナラシイなどの雑木が多いところから普及を考えたもので昨年につづき2回目。

講習会には約80名の農家の人が参加、映画「シイタケの育成」を観賞のあと、近くの家庭で栽培中のシイタケを見学し、府の係員から栽培についての指導を受けました。



しあわせを築く道

同和問題入門——(71)

■部落解放運動に学び、ともに立ち上がりましょ

よう

水平社結成以来50年の部落解放運動でできた1965年（昭和40年）の同和对策審議会答申、1969年（昭和44年）の同和对策特別措置法にもとづいて、さまざまな同和对策事業が行なわれるようになりました。

いまにもこわれそうな不良住宅はとりぞかれ、安い家賃の同和住宅が建てられるなど未解放部落をとりまく環境は大きく改善されてきています。

このことは、同対審答申、特別措置法をまつまでもなく、憲法ですべての国民に保障されている「健康で文化的な最低限度の生活をいとなむ権利」からいっても当然すぎるほど当然の権利なのです。

100年間もの長い間の差別行政は、未解放部落の住宅環境、教育、産業、労働など、生活のあらゆる面を破壊しつくし、たいへん低いものにしてしまいました。

そういった生活の実態は、江戸時代に幕府の政策＝分裂政策でつちかわれてきた差別的偏見とむすびついて差別意識をさらに拡大し、再生産することになりました。

「汚ないところやなあ。やっぱり部落やからなあ。」というふうに差別意識は差別実態とむすびついて、より根づよい偏見となっていったのです。

このことを考えると、行政の責任は大へん大きいものです。

今までの差別行政をあらため、憲法に保障された基本的人権をまもり、確立するために、行政のすべての分野に住民のための行政をおしすすめていかねばならないのです。

ところが、同和对策事業がすすむにつれて「部落の人たちはとくやなあ。安い家賃の団地に入れて……。こん



なんやったら逆にわたしらの方が差別されているやないか。」という声が出てきています。

これは、ひとつには、今まで自分たちよりも「下の生活」をしていたと思っていた部落民がより良い生活をするようになると、それに対して水をかけるという差別にほかなりません。

もう少し詳しく言うとう、江戸時代の士・農・工・商・えた・非人という身分差別のように「上を見るな、下見て暮らせせ」の考え方をそのままに、自分たちは部落より上なんだという自己満足で、自分たちの生活条件の低さ不満を解消させられていたわけです。

そして、部落民が解放運動を起こして生活諸条件の改善を実現するようになると「部落にばかり家をたてて……。」「という声をあげて、足をひっぱるということになるわけです。

また「部落にばかり……。」「という声が出るということは、基本的人権の保障が部落だけでなく、一般の人々にもなされていないということにもなります。

一般の人々も住宅に困っているということを示しているのです。

日本は、生産力では世界第2位を誇っているにもかかわらず、国民所得は世界第21位という現状です。

この国民生活の貧困は、未解放部落の人々の「足ひっぱり」をすることで満足しては、すこしも解決せず、国民の生活は決して豊かにならないのです。

私たちは部落解放運動に学び、ともに生活を豊かにしていくために、手をとって立ち上ることが必要なのではないでしょうか。

住宅を必要とするすべての市民に安い家賃の住宅を建てるように、部落解放同盟とともに国・府・市の行政に要求していかねばならないのではないのでしょうか。